

知っていますか？ 小学生の 万引きについて

～万引きをしない させない 見逃さない～



「たかが万引き」と思っていないですか？

商品の返却や弁償だけで済む問題ではありません。

万引きは窃盗罪(刑法第235条)、10年以下の懲役または50万円以下の罰金です

相談先

●ヤング・テレホン・コーナー

(警視庁少年育成課少年相談係)

☎03-3580-4970 (24時間受付)

●各警察署生活安全課少年係又は防犯係

東京万引き防止官民合同会議

いつ?どこで?どんなものを?

14時から17時の間に
多く発生しています。

多くはコンビニで
発生しています。

「友達がしているから」
などの理由で万引きを
してしまうことも…

お菓子や、
文房具などを
万引きする
ことが多いよう
です。

万引きしたものを
もらうのも
犯罪です

見張りも
犯罪です



近年、都内において万引きにより検挙・補導された少年のうち、小学生の占める割合が増加傾向にあります。

思い当たることはありませんか？

- 悩んでいる。様子がおかしい。
- 学校や友達のことを、あまり話さなくなった。
- 見知らぬゲームソフトやマンガ、カードなどを持っている。
- 買い与えていないお菓子の袋が捨ててある。

どうしよう……



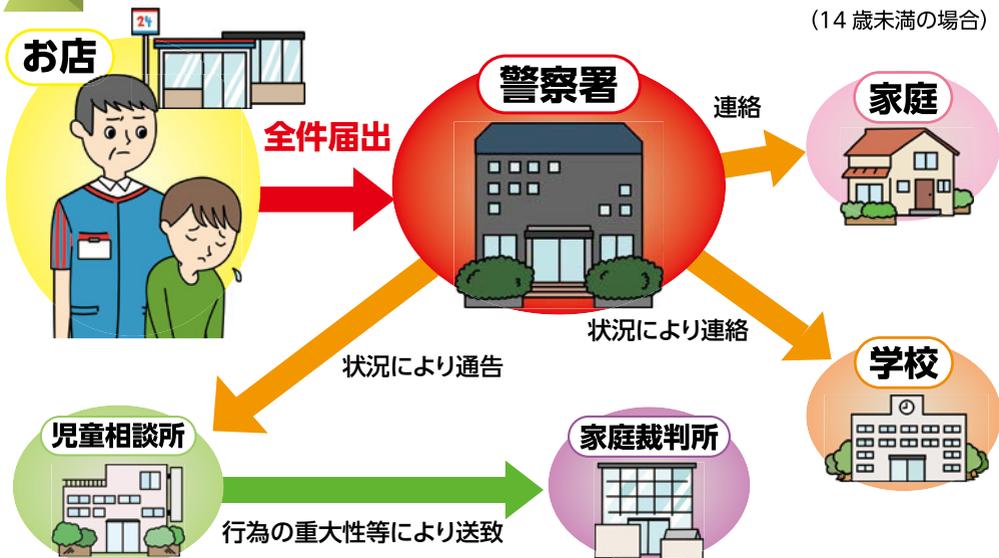
子供に万引きをさせないために…

- 日ごろから家庭のふれあいを大切にしていますか。
- 良いこと、悪いことの区別をしっかり教えていますか。
- 間違ったことをしたとき、きちんと叱っていますか。
- ねだる子供に我慢をさせていますか。
- 子供の手本になるような生き方をしていますか。
- 思いやる気持ち、人の痛みを感じる心を育てていますか。
- 子供の話を目を見てきちんと聴いてあげていますか。
- 「ありがとう」「すごいね」など温かく愛情のある言葉をかけていますか。



万引きをしたらどうになってしまうの…？

(14歳未満の場合)



※警察はお店に対して、全ての万引きを届け出るようお願いしています。

※警察は家庭(保護者)に連絡し、状況により学校への連絡や、児童相談所への通告をすることがあります。

※通告を受けた児童相談所は、行為の重大性等により家庭裁判所へ事件を送致することがあります。

子供が万引きをしてしまったら…

理由を聴く

小学生の万引きの多くは「どうしても欲しかった」という理由によるものですが、原因は他にもあるかもしれません。背景も含め、よく話を聴いてください。

きちんと叱る

欲しいからといって万引きしてはならないこと、お金がなければ我慢することを保護者から**しっかりと指導**しましょう。この際、感情的に「怒る」のではなく、毅然とした態度でしっかりと「叱る」ことが大切です。



万引きしたお店に**一緒に**謝りに行く

保護者が身をもって謝罪する姿を見せることで、子供は自分がしてしまったことの重大さに気づきます。

二度と万引きをさせないために…

- 家庭(放任、不和、過干渉等)、学校(学習の遅れ等)、友人関係(いじめ、仲間はずれ等)に悩みを抱えている場合があります。子供の声に耳を傾け、真剣に向き合しましょう。

- 初めての万引きのときに対応を誤ると、何度も繰り返したり、**重大な犯罪**にエスカレートしたりする可能性があります。万引きは、みんなを悲しませる犯罪であり、「**してはならないこと**」だと理解させることが大切です。

